

令和2年度 第1回 佐賀市文化財保護審議会 次第

日時：令和2年8月20日（木）

14：00～16：00

場所：佐賀市立図書館2階多目的ホール

- 1 開会
- 2 部長挨拶
- 3 委嘱状交付
- 4 会長及び副会長の選任
- 5 令和2年度の体制について
- 6 議事
 - (1) 報告事項
 - 主要各事業についての報告
 - ・ 令和元年度主要各事業の実施状況について（資料1）
 - ・ 令和2年度主要各事業の概要について（資料2）
 - 個別報告
 - ・ 柳町思案橋広場整備事業について（資料3）
 - ・ 梅野磨崖碑遺跡について（資料4）
 - (2) 検討事項
 - ・ 佐賀市文化財指定の進め方について（資料5）
- 7 閉会

佐賀市文化財保護審議会委員名簿

氏名	分野	役職名	備考
うへだ かなえ 上田 香苗	伝統工芸	元佐賀県立博物館・美術館学芸員	
かねこ しんじ 金子 信二	民俗	元さが水ものがたり館館長	
しげふじ てるゆき 重藤 輝行	考古学	佐賀大学芸術地域デザイン学部教授	
なかむら ひさこ 中村 久子	近世史	佐賀部落解放研究所事務局長	
ふじぐち えつこ 藤口 悦子	美術・工芸	徴古館副館長	
ほんだ みほ 本多 美穂	文献史学	佐賀県立図書館副館長	
まつお こういち 松尾 光一	建築	NPO法人都市・建築遺産保存支援機構理事	
やまもと ちょうじ 山本 長次	近現代史	佐賀大学経済学部教授	

※ 任期2年（令和元年12月1日～令和3年11月30日）

○佐賀市文化財保護審議会条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 216 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、佐賀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に佐賀市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて佐賀市文化財保護条例(平成 17 年佐賀市条例第 215 号)に規定する事項その他文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 13 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

(平 19 条例 95・一部改正)

(任命)

第 4 条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月25日条例第95号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。